



平成 26 年 8 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 デ ジ タ ル ガ レ ー ジ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 グ ル ー プ C E O 林 郁  
( J A S D A Q ・ コ ー ド 4 8 1 9 )  
( U R L <http://www.garage.co.jp/> )  
問 い 合 せ 先 取 締 役 コ ー ポ レ ー ト ス ト ラ テ ギ ー 本 部 管 掌  
曾 田 誠  
T E L 0 3 - 6 3 6 7 - 1 1 1 1

## 取締役に対する通常型ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下の要領により、当社取締役（社外取締役を除く。）に対して、その報酬として通常型ストック・オプション（新株予約権）を付与することの承認を求める議案を、平成 26 年 9 月 25 日開催予定の第 19 回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に提案することを決議いたしましたので、お知らせ致します。

### 記

#### I. 通常型ストック・オプションとして新株予約権を付与する理由

取締役の報酬と当社株価との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず下落によるリスクについても株主の皆様と共有することで、取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲をより高めることを目的と致します。

#### II. 議案の内容

##### 1. 年額報酬

当社の取締役の報酬等については、平成21年9月29日開催の当社第14回定時株主総会において、年額5億円以内（うち社外取締役5千万円以内）とする旨ご承認をいただきました。

その後、当社は、より中長期的な視点で業績の向上と企業価値の向上を図っていく観点から、取締役の報酬体系の見直しを行い、平成23年9月27日開催の当社第16回定時株主総会において、中長期インセンティブ報酬として株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）制度を導入することをご提案し、当該株式報酬型ストック・オプションとして取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を含めて、上記年額5億円以内（うち社外取締役5千万円以内）とすることをご承認いただくとともに、平成25年9月26日開催の当社第18回定時株主総会においては、取締役（社外取締役を除く。）の報酬等と当社株価との連動性を高めつつ、取締役の報酬体系をより明確化する観点から、上記年額5億円以内（うち社外取締役5千万円以内）のうち、上記株式報酬型ストック・オプションとして取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額について、年額2億円を上限とすることについて

ご承認をいただきました。なお、上記株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）については、上記当社第18回定時株主総会において、その内容を一部改定することについても、株主の皆様からご承認いただいております。

すなわち、当社の取締役の報酬等については、年額5億円以内（うち社外取締役5千万円以内）とした上で、このうち、既に導入済みの株式報酬型ストック・オプションとして取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権に関する報酬等の額については、年額2億円を上限とすることを株主の皆様からご承認いただき、今日に至っております。

かかる当社の取締役の報酬等に関する現行の枠組みを前提として、今般導入予定の通常型ストック・オプションとして取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権については、上記年額5億円以内（うち社外取締役5千万円以内）という年額報酬の範囲内で付与することと致したいと存じます。

なお、上記通常型ストック・オプション（新株予約権）としての報酬額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」といいます。）の株価及び行使価額等、諸条件をもとに算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総個数を乗ずることにより算定致します。

## 2. 新株予約権の発行要項

### (1) 発行する新株予約権の総数

50,000 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限と致します。

### (2) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないことと致します。

### (3) 新株予約権の内容

#### ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式50,000株を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とします（ただし、次に定める付与株式数の調整を行った場合は、新株予約権の目的となる株式の数についても同様の調整を行います。）。なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は、当社普通株式1株と致します。

ただし、当社が、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下同じです。）または株式併合を行う場合、付与株式数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることと致します。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない付与株式数についてのみ行われるものと致します。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、募集株式の発行または資本金の額の減少等を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲内で付与株式数の調整を行うものと致します。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額と致します。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）と致します。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近の取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額と致します。

なお、当社が、当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものと致します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使等による場合を除きます。）を行うときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものと致します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「新規発行前の1株当たりの時価」を「処分前の1株当たりの時価」にそれぞれ読み替えるものと致します。

上記のほか、当社が他社と合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲内で、行使価額の調整を行うことができるものと致します。

③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から、当該付与決議の日後10年を経過する日までと致します。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものと致します。

(ii) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から、上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額と致します。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものと致します。

⑥ 新株予約権の取得条項

(i) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合（いずれも、株主総会の承認が不要の場合は、当社の取締役会の承認がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができることと致します。

(ii) 当社は、新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」といいます。）が、下記(8)に定める新株予約権の行使の条件及び制限に基づく新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることと致します。

(iii) 当社は、新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たときは、取締役会にて別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることと致します。

(iv) 当社は、新株予約権者が当社との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合には、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができることと致します。

⑦ 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取り決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものと致します。

⑧ 新株予約権の行使の条件

(i) 新株予約権の一部行使はできないものと致します。

(ii) 新株予約権者は、新株予約権の行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員、顧問若しくは従業員その他これに準じる地位であることを要するものと致します。ただし、当社または当社の関係会社の取締役または監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他取締役会で認めた場合はこの限りではありません。

(iii) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものと致します。ただし、下記(v)に規定する新株予約権の割当てに関する契約に定める条件によるものと致します。

(iv) 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、行使の目的である株式の数が当社の単元株式数の整数倍となる場合に限り、新株予約権を行使することができることと致します。

(v) 上記の他、権利行使の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによるものと致します。

⑨ その他

その他、新株予約権の募集事項及び細目事項については、取締役会決議により定めるものと致します。

以上